

〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向（欧州）

【EU・規制・監督動向】

○新しい欧州金融監督制度の創設に向けた法案の策定

欧州委員会は、2009年9月、新しい金融監督制度創設に係る法案を採択するとともに、10月に関係機関の権限の詳細等に関する追加法案を採択した。同法案によって、金融市場全体のマクロ金融監督を担う欧州システミック・リスク理事会（European Systemic Risk Board：ESRB）および国境を越えて事業を展開する個別金融機関のミクロ金融監督を担う金融監督者の欧州システム（a European System of Financial Supervisors：ESFS）が創設されることとなる。

ESRBは、欧州中央銀行（ECB）、加盟各国中央銀行、ESFS諸機関および加盟各国監督当局の代表で構成され、金融システム安定化に対するリスクの監視および評価を行い、関係各国とESFS諸機関への早期警告および必要な措置の勧告を行う。

また、ESFSは、加盟国の金融監督機関で構成される欧州共同体の金融関係法令の技術的諮問機関であり、情報交換の場である現行の欧州銀行監督者委員会（CEBS）、欧州保険職域年金監督者委員会（CEIOPS）および欧州証券監督者委員会（CESR）をそれぞれ機能強化して、欧州銀行監督庁（EBA）、欧州保険退職年金監督庁（EIOPA）および欧州証券市場監督庁（ESMA）に改組するものである。ESFS諸機関は、既存機能に加えて、よりよい規制原則のための技術的基準案の策定、各国監督者間の意見が一致しない問題の解決、技術的な共同体ルール的首尾一貫した適用の確保、緊急時の調整機能を担う。また、ESMAは、さらに格付機関の直接的監督を行う。

新制度は、金融危機を踏まえ2009年2月に作成された「EUにおける金融監督に係るハイレベル・グループ報告書」で提案された改革案の1つを具体化するもので、欧州議会および閣僚理事会での法案審議・採択を経て、2010年末から実施される予定である。

（欧州委員会プレスリリース 2009.9.23、同 2009.10.26 ほか）

【イギリス・規制動向】

○大手銀行等を対象に2010年1月から報酬規制を導入するが、保険会社は対象外と判断

イギリスの金融サービス機構（FSA）は、2009年12月、新たに策定した金融サービス業者に対する報酬規制について、当面は、大手銀行、住宅金融組合および投資銀行を含む証券会社（ブローカー・ディーラー）を対象とし、保険会社やその他の規制対象金融サービス業者には拡大適用しない方針を公表した。

イギリスでは、金融危機に伴って、経営破たん陥る銀行、住宅金融組合等が急増したが、その要因の1つとして、リスクを省みない過度なインセンティブによる成功報酬制度があると指摘されていた。このため、FSAは、2008年秋以降、金融機関に対

する実態調査を行い、2009年2月に金融機関に対する報酬に関する実務規範（Code of practice）の草案を公表するとともに、同年3月に、大手銀行等を対象として、同実務規範を強制力のあるFSAの規則書（Handbook）に組み入れることを提案する諮問書（Consultation Paper）09/10を公表した。また、同諮問書では、実務規範等の規定案とは切り離して、適用対象を保険会社を含むその他のすべての規制対象金融サービス業者に拡大するべきか否かについて問題提起を行い、あわせて意見募集を行った。その後、FSAは、同年8月に、大手銀行等を対象として、2010年1月から同実務規範等を実施すること決定する政策文書（Policy Statement）09/15を公表したが、同実務規範のその他の規制対象金融サービス事業者への適用対象拡大については、別途対応し、10月に公表する見込みであるとしていた。

FSAが、保険会社等その他規制対象金融サービス業者への拡大適用を見送った理由としては、EUにおける関係指令の検討、イギリス国内でのコーポレート・ガバナンス規則の見直し、さらには金融サービス法案の検討の動向をさらに見極める必要があることなどが挙げられている。

新しい報酬規制は、2010年1月から実施され、規制の適用対象金融機関は、これら金融機関が改定する雇用契約の変更等の移行措置を2010年3月末までに終了すること等が求められる。また、FSAは、2010年半ばに報酬規範の効果を検証し、必要な修正や適用対象の拡大について検討するとしている。

< 報酬規範の概要 >

2010年1月から実施される報酬規範は、規則書の経営管理の取扱、制度および統治に関する規則書（SYSC）19に規定され、以下の一般規定および8つの原則で構成される。また、一般規定はその解釈等を説明する指針（Guidance）が規定されるとともに、各原則にはその実施の判断の基準を説明する証明規定（Evidential Provision）と原則の解釈等を規定すると指針が付属している。

- 適用対象:直近年度の資本規模が10億ポンドを超える銀行もしくは住宅金融組合、同7億5,000万ポンドを超えるブローカー・ディーラー等、および同10億ポンドを超えるグループ企業に所属する銀行もしくはブローカー・ディーラー等など
- 一般規定:規制業者は、効果的なリスク管理と合致し、それを促進する報酬の方針、手続および実務を確立しなければならない。
- 原則1:報酬方針に責任を負う組織の役割およびそのメンバー
- 原則2:手続ならびにリスクおよび法令遵守機能のインプット
- 原則3:リスクおよび法令遵守機能における従業員の報酬
- 原則4:収益ベースの評価およびリスク調整

- 原則 5：長期の業績評価
- 原則 6：非財務的業績の測定基準
- 原則 7：長期のインセンティブ・プランに関する業績の評価
- 原則 8：報酬構造

FSA が、報酬規制の適用範囲の拡大を見送ることを発表したのと同じ日、イギリス財務省は、2009年予算編成方針を発表した。これによると、2009年12月9日から2010年4月5日までの間、個々の従業員に支払われるボーナスのうち25,000ポンドを超える部分について50%の給与課税を1回限り実施することとする、というものである。この課税措置の対象となる人数は、2万人ぐらいの銀行員と推定されている（金融街シティで働く正社員銀行員の8割はボーナスが7,000ポンド以下であるとされている。）。（FSA Policy Statement 09/15、Feedback Statement 09/5、財務省ウェブサイトほか）

【イギリス・市場動向】

○英国ガスの保険市場参入、QBE 社の個人自動車保険からの撤退、RBS の保険事業売却

イギリスの損害保険マーケットへの参入とそこからの撤退が活発であることを物語る3本のニュースがここ3カ月の間にあった。

○英国ガスの保険市場参入

ガス会社から発足し現在は電気事業まで手掛けている英国ガスは、保険事業に参入するための免許を金融サービス機構から認可されていることが判明した。同社は、その450万人の顧客を対象として2011年までにイギリス保険業界でトップ10入りを目指している。

○QBE 社の個人自動車保険からの撤退

QBE 社は、イギリス市場で2004年にロイズのマネージング・エージェントである Ensign 社から個人向け自動車保険事業を買収し、法人向け自動車保険事業と併せてフルラインで展開してきたが、個人向け自動車保険は同社自動車保険事業全体の10%にも満たないため、法人向け自動車保険事業に特化して優位な態勢を構築するために、個人向け自動車保険事業から撤退し、処分することを決めた。

○RBS の保険事業売却

イギリス政府が過半数の株式を保有しているロイヤル・バンク・オブ・スコットランド (RBS) は、2009年第3・四半期の決算報告席上、保険事業の売却意向を改めて表明した。これまで、Churchill (チャーチル)、Direct Line (ダイレクト・ライン) および Privilege (プリビレッジ) などのブランドで自動車保険事業を展開し、インターネットやブローカーを通して販売してきたが、今後も引き続きイギリス政府からの支援を受けるに当たって最終的に決断を迫られたものである。

(BESTWIRE 2009.11.6、Evandale2009.11.2、INSURANCE DAY2009.11.12ほか)

【ドイツ・規制動向】

○ドイツ保険業界は、連銀による監督計画に懸念を表明

ドイツの連邦金融監督庁 BaFin は、今回の金融危機への対応、特に多額の税金を投入する結果になった Hypo Real Estate Holding の取扱に関して強い批判を受けている。こうした中、9月に行われた総選挙の結果、ドイツキリスト教民主同盟と自由民主党による中道右派の新連立政権が誕生し、これまでドイツの中央銀行である連邦銀行と BaFin という2つの組織によって実施されてきた金融機関の監督は、連邦銀行による監督への一元化が検討されている。

連邦銀行は保険業界の監督も引き取る意向を示しているが、ドイツ保険協会である GDV など保険業界からは強い懸念が表明されている。その理由として、連邦銀行は主に日常的な銀行取引の監督を行ってきており保険業を監督する専門性を有していないこと、同一の監督機関の下で銀行業と保険業の利害が対立した場合、保険業に不利益な取扱が行われる可能性等を挙げている。

(Insurance Day 2009.10.7、The Wall Street Journal 2009.10.9 ほか)

【EU その他・規制動向】

○ジュネーブ協会は、新たな規制・監督導入への慎重な対応を要請

世界の約 80 の主要保険会社の経営者で構成されるジュネーブ協会は、スコットランドのセント・アンドリュースで開かれた G20 首脳会合および財務相・中央銀行総裁会議に先立って、各国の財務相・中央銀行総裁あてに、保険会社に対して過度な資本要件を課さないよう要望書を提出した。

同要望書では、保険および再保険業界は世界的な金融危機を比較的うまく切り抜けた、そのビジネス・モデルと性格は銀行業とは根本的に異なっており、今後提案される金融規制・監督改革の方針案は、2つの業界を明確に区別するべきである、と訴えている。

(Business Wire 2009.11.5、Evandale 2009.11.6 ほか)

【ドイツ・規制動向】

○ドイツの連邦金融監督庁は、保険会社役員に対する新たな報酬規制案を発表

連邦金融監督庁 BaFin は、保険業界に対して新たな報酬規制案を発表した。これに関して、BaFin は 12 月 15 日までの期限を設けて保険業界に対し意見等を求めており、その後は拘束力のある通達として発出する予定としている。

新しい規制案では、保険会社の役員の報酬は、収入保険料、新しいビジネスの獲得または単発のビジネスの成否等によって決められるべきではない、さもないと経営者はビジネスのボリュームを追求し、ビジネスの持続性を重視しなくなるとしている。

また、BaFin としては初めて、組織の規模、国際的な事業範囲または保有するリスク

の程度等を考慮した重要な金融機関（通常はバランス・シート（総資産？）の合計が900億ユーロ以上の保険会社がこれに該当し、この条件を満たすのは10社以内としている。）に対する特別なルールを導入することを提案している。これらの金融機関の役員については、ボーナスの少なくとも50%は、会社の持続性ある発展を評価項目として決定されなければならないというものである。つまり、この持続性ある発展が確認できるまでの十分な猶予期間（一般的には3年間）の後でないと、ボーナスの100%を受け取ることはできないということになる。

(Insurance Day 2009.12.7、Dow Jones International News 2009.12.7 ほか)

【フランス・規制・監督動向】

○金融監督制度改革の実施が迫る

経済・財政・雇用省（MINEFE）のラガルデ大臣の諮問を受けて2009年1月に提出された財務検査官のブルーノ・デレトレ報告に基づき、フランスの金融監督制度改革を実施するための行政命令草案が、2009年10月、MINEFEから公表され、パブリックコメントに付された。

本改革は、現行の金融業態別の監督体制から、事業者の免許、業務および健全性の監督機能と、商品および販売行為等の監督機能の機能別監督体制に変更するものである。すなわち、前者の監督機能については、中央銀行であるフランス銀行傘下に独立した権限を有する新たな監督機関を設置し、業務および健全性監督を行う銀行委員会と保険・相互扶助組合監督庁（ACAM）、保険業者の設立認可等を行う保険企業委員会（CEA）、ならびに銀行および証券業者の設立認可等を行う信用・投資企業設立委員会（CECEI）の既存の4機関を、新設する機関に統合する。また、後者の監督機能については、金融商品の販売行為等を監督する既存の金融市場庁（AMF）に保険に係る商品および販売行為等の監督権限を付与することで対応するものである。

新設する機関では、効率的な意思決定、機敏な対応および統一のとれた意思決定を確保するため、責任者の集まりとしてのコレージュ（collège）が設置され、全体的コレージュ、限定的コレージュ、保険・銀行の各分野別コレージュが構成されるとともに、必要に応じて専門委員会が設置される。また、横断的な1つの制裁委員会が設置される。

本改革の目的は、金融安定化のための全金融分野の効果的なリスク監視と健全性監督の実施、相互関連性が高まる保険商品と金融商品の販売における効果的な消費者保護の推進、および金融危機を契機とした国際的な金融規制監督制度改革の進展におけるフランスの発言力の向上の3つにあるとされる。新体制を実施する正式な行政命令は、MINEFEから2010年1月末までに発出されることとなっている。

(経済財政雇用省発表資料 2009.10.2、BestWire 2009.7.31 ほか)

金融・保険市場における動向（米国）

【規制動向】

○連邦保険オフィス

下院の金融サービス委員会は連邦保険オフィス法（Federal Insurance Office Act）を満場一致で12月2日に可決した。委員長のカンジョルスキー（Kanjorski）によると「超党派で2008年から従事してきたが、連邦政府が保険に関するナレッジベースを構築することの重要性が認識されたことが嬉しい。」とのことである。財務省（Treasury Department）内に設立される連邦保険オフィスのポイントは次のとおりである。

一つは、州ではなく連邦政府として専門性を有し、金融危機の対処、システミック・リスクの緩和および金融システムの機能強化に役立つ情報等を連邦政府の立法者に提供すること。二つ目は、米国通商代表部（USTR）と共同で対外的な交渉にあたること。最後に、連邦政府レベルでナレッジベースを持つことにより、金融の安定化に貢献することである。

連邦保険オフィスは、保険業界からデータを収集し、業務に必要な情報を保険会社から入手することはできる。しかしながら、料率、保険料、アンダーライティング、営業を管理する権限は持たない。

（National Underwriter 2009.12.2、US Fed News 2009.12.2 ほか）

【規制動向】

○医療保険制度改革

米国の医療保険改革法案は、2009年11月7日に下院で下院案を可決し、現在上院で上院案を論議している。

保険業界は、連邦政府が運営する保険者が競争有利な状態で市場に参入してくる恐れをもち、公的保険の選択に反対していた。上院民主党は医療保険改革法案の議会通過の最大の障害のひとつとなっていた、全年令を対象とした完全公的保険制度を見送ることで合意した。これにより、上院案は民間保険会社が連邦政府の監督のもと無保険者のアメリカ人に保険カバーを提供する案に後退した。

連邦予算事務局の下院で通過した法案の分析結果では、3,600万人の新しい被保険者が発生し、その1/6（600万人）が公的保険を選択し、もし国がオプトアウト（保険契約者が拒否しない限り、保険者は保険契約者が情報を受けること、情報が収集されることを了解しているとみなすもの）を認められれば、数はもっと少なくなるであろうと推定している。

（Bloomberg.com 2009.12.9、Best Week 2009.12.7 ほか）

【規制動向】

○ミシガン州自動車保険改定法案

ミシガン州で自動車保険の改定法案が州下院の保険委員会を通過し、今後下院本会議での審議が予定されている。

この改定法案は 10 の法律の一括法案であり、保険料率引上の事前承認、保険庁長官に過度の保険料率引上の拒否権の付与、保険庁長官に高い料率に対する消費者への返金命令の権限付与、事故に責任のない優良運転者に対する料率引上げの禁止、信用情報を基にした保険スコアの禁止、低価格商品の設定、保険業界に就業しようとする規制当局者の制限などが含まれている。

論議の中で、最大の焦点となっているのは、現在のミシガン州の保険料の高さである。

保険消費者支持団体の示すデータは、経済状態と賃金をファクターとしており、全米で 2 番目に高いとしている。一方、保険業界が示すデータは、賠償カバー、総合・衝突カバーの平均保険料を合計したコンバインド平均保険料で、12 番目に高いとしている。

(Best Week 2009.12.7 ほか)

【市場動向】

○アトランタの洪水

ジョージア州北西部全域で洪水が発生し、少なくとも 10 人が死亡、損害額は 2 億 5000 万ドルに達すると当局は発表した。14,000 万人の住宅に損傷が生じ、2,000 台の自動車に水漏事故が発生した。保険の推定損害額は、2 億 5000 万ドルから 10 億ドルと幅広い。住宅保険等では様々なリスクを補償しているが洪水リスクは対象外である。この補償を得るためには、全国洪水保険プログラム (National Flood Insurance Program) を購入しなければならない。この補償は家財等が 25 万ドル、建物が 50 万ドルと上限がある。被害を受けた地域の多くの住宅所有者や中小企業はこの洪水プログラムを購入しておらず、95%は未付保と推定されている。今回被害を被った地域が氾濫地域に指定されていなかったことが未付保率の高い原因とされている。一方、大企業は自ら付保しているオールリスクの財物保険で補償を得られるであろうとのことである。

(Business Insurance 2009.9.28 ほか)

金融・保険市場における動向（アジア）

【中国・市場動向等】

○北京で事故履歴を反映した自動車保険料率体系の導入の動き

北京保険協会は、運転者の事故履歴に基づいて保険料を調整する自動車保険料率制度案を公表し、一般からの意見を求めている（10月21日）。

この案によると、5年間事故履歴のない運転者は、標準料率から最大で60%の割引を得ることができる。一方で、1年以内に8回の事故を起こした運転者は、保険料が3倍になる。2010年1月から導入の予定である。

相当にドラスチックな変革であるが、4年前に上海で、事故履歴の悪い運転者の保険料をアップしたところ、事故が65%減少したとの実績もあり、北京における本制度の導入は同地域における事故減少の一助になるものと思われる。

（財経網ウェブサイト 2009.10.22 ほか）

【中国・規制動向等】

○中国において保険会社の投資に関する規制の動き

中国保険監督管理委員会の李克穆副主席は、保険会社の投資は銀行預金以外に様々な分野に展開しており、保険会社の投資に対する監督を向上させ、リスク管理を強化すべきとの見解を11月15日に北京で開催された国際金融フォーラムで公表した。

この9月末時点で、投資額は合計で3.4兆元（4,978億米ドル）の保険会社の資金が債券や投資信託、株式市場に投資されている。債権で全体の50%を超える割合となっている。

一方で、中国銀行業監督管理委員会の蔣定之副主席も、金融監督制度の対象を投資信託、ヘッジファンド、信用リスク評価機関にまで広げ、包括的な金融監督規制の重要性を強調した。

（中国政府ウェブサイト）

【インドネシア・規制動向】

○国家調達庁が損害保険会社のボンド利用に上限を設定することを検討中

インドネシアのジャカルタポスト紙によれば、公共調達を規制監督する国家調達庁（LKPP）が、公共事業において、損害保険会社の発行する保証証券（surety bond、ボンド）の保証金額に上限を設定することを検討している。

被保証人の債務履行を保証する保証証券に関して、現在では保証金額に制限は無いが、1証券あたりの保証金額を最大で1億ルピア（約106,000ドル）とすることが検討されている。この案が実現した場合には、1億ルピアを超える保証の引受は銀行に限定され

ることになる。

当初案では保証の引受を銀行のみに限定する方向であったが、インドネシア損害保険協会をはじめとする保険業界側の強い反発により、1億ルピアまでの保証は損害保険会社も現行どおり利用できるように修正された。インドネシア損害保険協会では、銀行保証のみに限定された場合、担保となる資産を持たない中小企業が公共事業から排除されることを懸念している模様である。

(The Jakarta Post ウェブサイト 2009.12.14 ほか)

【インド、中国・環境問題】

○過去約 20 年で気候変動の影響を大きく受けた国ワースト 10

気候変動に取り組む環境 NGO であるドイツの Germanwatch が、ミュンヘン再保険のデータベース NatCatSERVICE をもとに「The Global Climate Risk Index 2010」を発表した。

これによると 1990 年から 2008 年にかけて、台風、洪水、熱波などの気候変動の影響を大きく受けた国ワースト 10 が挙げられている。バングラディシュ、ミャンマー、ホンジュラス、ベトナム、ニカラグア、ハイチ、インド、ドミニカ共和国、フィリピン、中国の順となっている。

この順位は、死者数、単位人口当たりの死者数、財物に対する損害額、損害額の対 GDP 比などを指標化してランク付けしている。

経済成長が著しく、保険市場も拡大しているインド、中国等のアジア地域においても、気候変動による人的、物的損害が大きくなっている点は注意が必要である。

(Asia Insurance Review e Weekly News 2009.12.14 ほか)